

令和2年第1回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和2年1月22日(水) 開会：14時30分 閉会：17時00分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 2F共用会議室G

3 出席者の氏名

教 育 長 中 馬 好 行  
 委 員 松 田 福 美  
 委 員 松 田 敬 子  
 委 員 大 野 泰 生  
 委 員 片 山 研 治

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 久 行 竜 二  
 教 育 政 策 課 長 品 田 浩  
 生 涯 学 習 課 長 岩 崎 達 也  
 学 校 教 育 課 長 田 中 輝 久  
 人 権 教 育 課 長 佐 伯 孝 洋  
 学 校 給 食 課 長 橋 野 博 一  
 中 央 図 書 館 長 石 村 和 広  
 新 南 陽 総 合 出 張 所 次 長 坪 金 誠  
 鹿 野 総 合 出 張 所 次 長 山 本 加 代 子  
 保 育 幼 稚 園 課 長 穴 田 典 子  
 保 育 幼 稚 園 課 課 長 補 佐 坂 本 時 宏  
 保 育 幼 稚 園 課 係 長 有 福 康 城

5 会議の書記の職氏名

教 育 政 策 課 係 長 大 竹 新 人  
 教 育 政 策 課 主 査 吉 村 誠

6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	議案第1号 岐陽中学校管理・特別・普通教室棟トイレ改修工事の計画の策定について
3	議案第2号 周南市立幼保連携型認定こども園の教育課程に関する基本的事項の策定に係る意見について
4	議案第3号 周南市立幼保連携型認定こども園条例施行規則制定に係る意見について
5	議案第4号 事業契約の締結について(周南市小学校普通教室空調設備整備事業)

## 7 委員会協議会

(1) 2月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について

(報告者：教育政策課→生涯学習課→人権教育課→学校教育課)

(2) 令和元年度周南市男女共同参画セミナーについて

(報告者：人権教育課)

## 8 視察

(1) (仮称) 西部地区学校給食センター

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

**教育長**

ただ今から「令和2年第1回教育委員会定例会」を開催します。  
 それではまず、日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。  
 本日の会議録署名委員は、松田福美委員さんと片山委員さんをお願いします。

2	議案第1号 岐陽中学校管理・特別・普通教室棟トイレ改修工事の計画の策定について
---	---

**教育長**

追加議案第4号として「事業契約の締結について（周南市小学校普通教室空調設備整備事業）」が提出されておりますが、この日程に従って審議を進めさせていただきます。  
 それでは、日程第2、議案第1号「岐陽中学校管理・特別・普通教室棟トイレ改修工事の計画の策定について」を議題とします。  
 この件について、教育政策課から説明をお願いします。

**教育政策課長**

それでは、議案書1ページ議案第1号「岐陽中学校管理・特別・普通教室棟トイレ改修工事の計画の策定について」ご説明いたします。  
 提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第9号の規定により、本工事は、5千万円を超える工事費を見込んでおりますことから、このたびお諮りするものでございます。  
 議案書2ページをお願いします。児童や生徒が学習に集中できる快適な教育環境の充実に向け、これまで計画的に各学校のトイレ改修を実施しております。  
 このたびの、岐陽中学校管理・特別・普通教室棟は3階建てで、生徒用トイレが各階に2か所、職員用トイレが1階と2階に各1か所あり、これらを全面改修するとともに、便器については、現在、生徒用が和便器70、洋便器3を和便器11、洋便器63に、また、職員用が和便器5、洋便器3を和便器3、洋便器5として整備することで、ライフスタイルに応じたトイレの洋式化を図ることとしております。  
 工期でございますが、本年3月から令和3年3月までを想定しており、予算額は1億2千848万円でございます。  
 以上で説明を終わります。

**教育長**

何か質問がございますか。よろしいでしょうか。  
 それでは、議案第1号を決定します。

3	議案第2号 周南市立幼保連携型認定こども園の教育課程に関する基本的事項の策定に係る意見について
4	議案第3号 周南市立幼保連携型認定こども園条例施行規則制定に係る意見について

**教育長**

続きまして、日程第3、議案第2号「周南市立幼保連携型認定こども園の教育課程に関する基本的事項の策定に係る意見について」ですが、ここで委員の皆様にお諮りいたします。

次の日程第4、議案第3号「周南市立幼保連携型認定こども園条例施行規則制定に係る意見について」、につきましても関連する案件でありますので、一括して議題とし、説明を受けて審議をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(※委員全員が挙手)

それでは、議案第2号及び議案第3号を一括して議題といたします。

この件について、保育幼稚園課から説明をお願いいたします。

#### 保育幼稚園課長

議案第2号及び議案第3号についてご説明させていただきます。

提案理由につきましては、議案第2号及び議案第3号いずれも、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものでございます。

このたびの2件の議案につきましては、周南市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則に基づき、教育委員会委員の皆様にご意見をお伺いするものでございます。

それでは、よりわかりやすく説明させていただきたいと思っておりますので、議案番号が前後しますが、議案第3号「周南市立幼保連携型認定こども園条例施行規則制定に係る意見について」から、ご説明させていただきます。

議案書の9ページをお願いいたします。

先の12月市議会定例会におきまして、「周南市立幼保連携型認定こども園条例」議案が可決・制定されました。これに伴い、条例の施行に関し、運営にあたって必要な具体的な内容を規則で制定するものでございます。

まず、第1条には、本規則の趣旨、第2条には、用語の定義、そして、第3条には、認定こども園の定員を規定しております。鹿野こども園につきましては、定員を55人としております。

第4条には、運営方針として、関係法令等を遵守して運営することを、第5条には、教育及び保育の内容として、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に従い行うことを規定しております。

また、同条第2項には、後程ご説明いたしますが、「教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成」することを、同条第3項には、指導計画を作成することを規定しております。

第6条からは、具体的な園運営に関する事項を規定しております。まず、第6条は、開園時間、第7条は、休園日、第8条は、教育及び保育時間、第9条には、教育に係る学期及び休業日を規定しております。

認定こども園は、ご存じのとおり、幼稚園機能と保育所機能を併せ持った施設となりますので、施設の開園時間は朝7時から夕方6時までの11時間となります。

この11時間の中で、保育を必要とする子どもの保育と3歳以上の子どもの教育を行うこととなります。

園運営につきましては、これまでの保育園や幼稚園運営を引き継いでおりますが、3歳以上の子どもが共に過ごす教育時間については、午前9時から午後3時までを標準としておりますので、これまでの鹿野幼稚園の教育時間とは変更となります。

第10条は、職員及び職務の内容、第12条から第14条には入園、退園、および出席停止等の手続について、そして、第16条は、学級編成について規定しています。

1学級の園児数につきましては、認定こども園は、幼稚園と保育所の高い水準を引き継ぐとされており、3歳児は20人以下、4歳児及び5歳児は30人以下を原則としております。

第17条は、在園の1号認定こどもが一時的に教育時間を超えて、預かりが必要となった場合の一時預かり事業について、また、第18条は、2号及び3号認定こどもが緊急やむをえない事由により通常の保育時間を超えて保育が必要となった場合の延長保育事業が実施できるよう規定しております。

この規定により、鹿野こども園では、1号認定こどもが利用できる一時預かり事業を実施いたしますので、保護者の疾病や家族の介護など、一時的に家庭での保育が困難となった場合に対応できることとなります。

実施についての必要事項は、その他の幼稚園や保育所と同様に要綱で定めることとしています。

第21条以降は、園の評価、学校評議員、緊急時における対応、虐待の防止のための措置等、運営に関する重要事項として規定しております。なお、附則の第1項で、施行期日を令和2年4月1日とするとしておりますが、事前に入園手続き等を行うことができるよう、第2項で、準備行為について定めております。

つづきまして、議案第2号についてご説明いたします。

添付のA3横書きの資料「令和2年度周南市立鹿野こども園教育課程」をご覧ください。

「教育課程」は、先ほど、認定こども園の規則で触れました「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」は、こども園が園児の入園から修了まで目標に向かってどのような課程をたどって教育及び保育を進めていくかを明らかにするものです。

教育課程は、そのうち、認定こども園に通園する就学前の満3歳以上の園児を対象とするもので、「学校教育の目的や目標を達成するために教育の内容を園児の心身の発達に応じ、教育時間との関連において総合的に組織した教育計画」と位置づけされています。

また、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、表の一番右側にお示ししております「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として10の項目、また、「教育・保育において育みたい能力」として、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱が示されています。

この教育課程に掲げております「ねらい」は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、「教育・保育において育みたい能力・資質」を、こどもの生活する姿からとらえたもので、健康、人間関係、表現、言葉、表現の「5つの領域」に区分し、子どもの発達の特性を踏まえ、具体的に示したものとなります。

なお、こども園は、この教育課程に基づき、個の成長と集団としての活動の充実を図ることを基本とし、遊びや生活などの身近な環境に園児が主体的にかかわる具体的な活動を通して、各領域の内容を総合的に展開し、幼児期にふさわしい経験と学びとするように援助します。

以上で説明を終わります。

## 松田福美委員

施行規則について教えてください。まず、第3条の定員である55人という数字の根拠というのはあるのでしょうか。例えば、鹿野幼稚園では45人ですよね、保育園にも定員があると思うのですが、根拠はあるのでしょうか。

## 保育幼稚園課長

来年度の令和2年度中は、現在の鹿野保育園を園舎として使用いたしますが、令和2年度中に現在の幼稚園園舎を改修し、その後、幼稚園園舎を認定こども園として利用することにしており、

その施設の面積等を参考に定員を決定しております。

#### 松田福美委員

施行規則は、こども園条例に基づいた規則であり、今後、市の方向性として認定こども園が広がるのであれば、随時、この規則に新しい園が追加される可能性があるわけですよね。だから、全体的な規則として捉えていく必要があるのかと思います、確認をさせていただきました。

次は学期について規定される第9条についての質問なのですが、第2項に「年度当初休業日」「年度末休業日」とあります。これは、幼稚園や学校では「学年始め」「学年末」という表記なのですが、これは何か意図があつてのことでしょうか。

#### 保育幼稚園課長

認定こども園という新しい制度を基にして、具体的に表現方法を決定しました。ご質問の表現について、具体的な意図はありませんが、他市のこども園条例や規則を参考にさせていただきながら整理しております。認定こども園の運用については、これまでの公立幼稚園と同等の運営をいたします。

#### 松田福美委員

保育と教育を一緒に実施するという新しい取組なので、どのように捉えていくのかという視点からお聞きしました。

同じような質問ですが、職員について規定される第10条第1項には、「認定こども園に、園長、保育教諭及び調理員を置く」とされています。学校教育法第37条では、小学校について「置かなければならない」という根拠のような形で規定されていることから、違和感がありました。

同じ意味だとは思のですが、「置く」は第10条第2項に規定される「置くことができる」に近いようにとらえられるものだと思います。ここは、「置かなければならない」と言い切った方が良いのではないかなと思いました。

それと、副園長について規定される第5項には、「園長を補佐し、園長の命を受けて園務を行う」とされています。これに対して、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律で副園長について規定される第14条第4項は、「副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる」とされています。似たような表現ですが、「行う」であれば参画意識であり、「つかさどる」となると、企画運営から主体的な取組まで含むことになると思います。ここは「行う」よりは「つかさどる」の方が適切ではないかと思いました。

そうなってくると、同じように「園長を補佐し」ではなく、「園長を助け」というように法律を意識する必要があるのではないかと思いました。

#### 教育長

2つご質問がありました。まず職員を「置く」「置かなければならない」については、いかがでしょうか。

#### 保育幼稚園課係長

法律では「置かなければならない」とされておりますが、本市の他の条例や規則の表現等と合わせ、強い表現は控えさせていただいております。

そして、副園長については、確かに法律では「つかさどる」と表現されております。そこは条例、規則等の構成や表現から整合性をとる意味で「行う」と整理させていただいております。

#### 教育長

「置かなければならない」と「置く」という表現は、違う意味が当然あるということですね。それから「つかさどる」という表現は、学校教育法第37条第14項に規定される事務職員が「事

務をつかさどる」と改正されたように、その役割が重要視されているということです。その辺りも含めて考えてらっしゃいますか。そういう意図がご質問の中にあっただと思うのですがいかがでしょうか。

#### 保育幼稚園課長

貴重なご意見ありがとうございます。この辺りは今後、整理させていただきます。できるだけ法律の形に沿うというのは、ひとつのやり方ではあるかと思います。

#### 教育長

その他いかがですか。

#### 松田福美委員

第16条の学級の編制で、4歳児及び5歳児にあたっては30人以下とするということですが、周南市立幼稚園管理規則では、35人以下とされています。ここは、どのような意図があるのでしょうか。

#### 保育幼稚園課長

確かに幼稚園は35人になっています。幼保連携型認定こども園は、県が設置に関する基準を設けており、教育施設と保育施設の両方を兼ね備えていることから、より厳しくなっていますので、県の基準で30人以下としております。

#### 松田福美委員

よくわかりました。次に、評価について規定される第21条第1項では「その結果を公表する」とされており、学校教育法施行規則には「公表するものとする」とされています。これも何か意図があるのでしょうか。

#### 保育幼稚園課長

このあたりも、他市や他県の表現を参考にしながら調整しております。特に具体的にこうでないといけないというものはございませんので、もう一度確認させていただければと思います。

#### 教育長

今のご意見は、これまでの表記のずれというところに念頭にあってのことだと思います。

#### 松田福美委員

最後に、学校評議員について規定される第22条ですが、幼稚園では幼稚園評議員とされています。ここで学校評議員としたのは意図があるのでしょうか。

#### 保育幼稚園課係長

幼保連携型認定こども園は、学校教育法の施行規則を準用できるということになっております。学校教育法施行規則では、学校評議員と言う表記になっていることから、施行規則に基づいて学校評議員としております。

#### 松田福美委員

幼稚園も同じように準用規定で幼稚園評議員とされています。ここで、教育と保育ということ意識しているのでしょうか。

#### 保育幼稚園課長

幼保連携型認定こども園は、3歳以上が学校という扱いになりますので、表記としては学校ということにしておりますが、確認させていただきます。

#### 松田福美委員

教育と保育をともに行うという新しい形態になるので、最初の段階でしっかり認識をしっかり持つ必要があると思っています。

## 保育幼稚園課長

他市などの全国的な事例を参考としておりますので、もう一度確認をさせていただきたいと思  
います。

## 教育長

特別支援学校の場合、制度は、特別支援学校ですが、周南や徳山などの個別の名前が付く場合  
には、総合支援学校としています。そのように、幼稚園評議員は、制度的には学校評議員だけ  
ども、その前に幼稚園と表現することで、わかりやすくしているのかもしれませんが。もう一度、  
確認していただければと思います。

その他はいかがでしょうか。大野委員さんいかがですか。

## 大野委員

幼稚園の開園時間を変更された時間の経緯を教えてください。

それから第8条で、教育に係る時間が9時から3時の6時間とされていますが、別の資料「令  
和2年度周南市立鹿野こども園教育課程」の一番下では、1日4時間年間39週を下回らないと  
されています。このあたりを書き分けされているのは何かあるのでしょうか。

## 教育長

いかがですか。

## 保育幼稚園課長

鹿野幼稚園の開園時間は、朝8時20分から午後2時15分までということにしております。  
それ以外の他の公立幼稚園は9時から午後3時しており、この度は、これに合わせております。  
認定こども園となることで、朝7時から登園が可能となることから、これまでの鹿野幼稚園の開  
園時間とする必要がないと判断し、また、保護者の意見も参考にして時間を決定いたしました

また、教育課程に記載の「1日4時間」は、これを下回らないという基準として記載してあり  
ます。

## 教育長

大野さんよろしいですか。

## 大野委員

わかりました。

あと、第18条の延長保育について質問です。延長保育は、急用がある時などに保護者にとっ  
て非常に助かるものであり、先ほどは、家族の介護など特別な事例といった説明がありましたが、  
日常的な保護者の仕事の時間が延びるとか、そのような利用も想定されているということによろ  
しいでしょうか。

## 保育幼稚園課長

その説明は一時預かりのものです。鹿野認定こども園では、幼稚園利用園児の保護者の具合が  
悪いとか、ご家族の介護で3時までのお迎えが難しい場合に、一時的に預かり保育を実施する  
ということを一時預かり事業として第17条に規定しております。

それから、延長保育は第18条に規定しており、これは保育所利用園児を対象とした事業です。  
保育所利用園児は、短時間認定の子ども、8時間以内の子ども及び11時間以上利用できる標準  
の認定の子どもの2通りあります。まず、短時間認定は4時までのお迎えが原則となりますが、  
急な残業といった場合には、現在であれば6時までであれば、延長保育料をご負担いただくこ  
とで、お預かりできます。

今後、他の施設も認定こども園となる場合を想定して規定をしておりますが、地域の状況に応



じて、夕方6時を超えてさらにもう1時間延長保育を実施することも想定されますので、必要に応じて、それもできるようにさせていただくということで規定をしております。

**大野委員**

ありがとうございます。

**教育長**

今の申し出というのは、具体的には電話でも良いのですか。

**保育幼稚園課長**

はい、大丈夫です。

**教育長**

他に、片山委員さんいかがですか。

**片山委員**

かねてより、鹿野の幼稚園と保育園が一緒にならないかという意見が出ていましたので、実現することは、保護者も喜んでおられるのではないかと思います。周南市で初めての取組ですので、実施してよかったねと地域から言われるようにしていただきたいと思います。地域からの協力や支援等を得ていくためにも、周知をしっかりとお願いしたいと考えております。

**教育長**

周知についてお考えがあればお願いします。

**保育幼稚園課長**

ありがとうございます。まずは、子どもたちが安心して新しい生活ができるようにしっかり配慮しながら、4月のスタートを切れるようにしたいと考えております。また、保護者の方にも認定こども園の制度を説明する場を設けたいと考えております。

地域の方への周知については、施設を利用されない方にも保育園機能があることなどを伝えながら、地域の役割を担っていけるように取り組んでまいりたいと思います。

**教育長**

松田委員さん、他にありますか。

**松田敬子委員**

認定こども園の1号認定子どもと2号認定子どもは、同じクラスの中で生活するのでしょうか。

**保育幼稚園課長**

はい、施設の利用時間の違いはありますが、9時から3時まででは同じ教室で一緒に生活することになります。

**松田敬子委員**

わかりました。

**教育長**

他に、全体を総括してご意見はありますか。

**松田福美委員**

議案2号関係資料は、まず、全体的な計画があり、教育課程を見ていくということで、よろしいですか。

**保育幼稚園課長補佐**

全体的な計画というのは、入所している子どもたち全員に対する計画であり、教育課程は満3歳からの園の教育目標に到達する筋道が書いてあるというように理解していただければと思います。

## 松田福美委員

わかりました。

今回の議題からは外れてしまうかもしれませんが、アプローチカリキュラムというのは幼稚園で実施されているのでしょうか。

## 保育幼稚園課課長補佐

幼少の連携については、現在、鹿野幼稚園と小学校の関わりでは、学期末の連絡協議会や学級担任連絡会などを計画的に実施しております。アプローチカリキュラムについては10の姿、これを小学校、幼稚園、保育園の関係者で協議していこうとしているところです。

## 松田福美委員

幼稚園と保育園、別々にいた子どもたちが一緒に過ごせるということは、私が子育ての時にも望んでいたことなので、今からどのようになるのか、保護者も大変楽しみなのではないかと思えます。また、その中でどのように小学校とつないでいくのかということを大事にされているのかなと思ひ、確認させていただきました。

## 教育長

その他いかがですか。

それでは、教育委員会として意見は十分に頂きましたので、総括的に今回は異議なしということで市長への回答としたいと思います、それでよろしいでしょうか。

それでは、議案第2号及び第3号を決定します。

5	議案第4号 事業契約の締結について（周南市小学校普通教室空調設備整備事業）
---	---------------------------------------

## 教育長

ここでお諮りします。

日程第5、議案第4号ですが、市長に申し出る案件でございまして、議会への周知前でもあり、適切な審議確保の観点から、周南市教育委員会会議規則第7条第1項の規定により、秘密会としたいと思います。

これより採決を行います。

議案第4号を、秘密会とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(※出席委員全員挙手)

それでは、本日の議案である議案第4号を、秘密会とすることに決定しましたので、これより議案第4号を、秘密会にて行います。

日程第5、議案第4号「事業契約の締結について（周南市小学校普通教室空調設備整備事業）」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

## 教育政策課長

追加議案の議案書1ページ議案第4号、事業契約の締結、周南市小学校普通教室空調設備整備事業について、ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものでございます。

3ページをお願いします。

周南市小学校普通教室空調設備整備事業は、整備済みの鼓南小、八代小を除く小学校25校の普通教室359教室に可能な限り早期にかつ一括導入を図るため、PFI事業により実施するものでございます。

契約内容でございますが、契約満了日を令和15年9月30日とし、契約額は、11億7千938万1千753円に金利変動及び物価変動等に伴う増減額を加算した額の範囲内で、PFI学校空調周南株式会社と契約するものでございます。

契約の方法につきましては、総合評価落札方式による条件付き一般競争入札でございます。

補足といたしまして、本契約に至った経緯について簡単にご説明いたします。

昨年7月24日に本事業に係る総合評価落札方式による条件付一般競争入札の公告を行ったところ、株式会社合人社計画研究所を代表企業とするグループの1グループから入札参加がありました。

同グループからの提案内容につきましては、11月22日に開催しましたPFI事業者選定委員会における審査により落札者候補が選定され、この結果を踏まえ、市は、同グループを落札者に決定いたしました。

その後、12月26日に同グループと基本協定を締結し、本年1月17日には、同グループにより、特別目的会社であるPFI学校空調周南株式会社が設立され、1月20日付けにて同法人と仮契約を締結いたしました。

4ページをお願いします。事業内容等についてご説明いたします。

本事業は、設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務を一体的に発注するもので、令和2年8月末までに整備を完了し、9月中に試運転、検査、所有権移転を行うこととしております。

また、維持管理期間は、令和2年10月から令和15年9月30日までの13年間で、この間設備のメンテナンスなどの維持管理を担っていただくこととしております。

事業方式でございますが、事業者が空調設備の整備に係る設計と整備を行い、設備の所有権を市に移転したのち、空調設備の維持管理を行うBTO方式でございます。

5ページをお願いします。

次に、契約の相手方でありますPFI学校空調周南株式会社の概要についてご説明いたします。

同法人は、「周南市小学校普通教室空調設備整備事業に関する設計業務、施工業務、維持管理業務及びこれらに付随又は関連する一切の業務」のみを行う特別目的会社として令和2年1月17日に設立されました。

株主でございますが、代表企業であり維持管理業務を担う株式会社合人社計画研究所、施工業務を担う株式会社中電工、株式会社九電工、設計業務及び工事監理業務を担う株式会社エネ・グリーンとなっております。

最後に6ページでございますが、参考といたしまして、本事業の対象となる小学校25校359教室の内訳についてお示ししております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**教育長**

ご意見いかがですか

**松田福美委員**

事業概要の事業方式であるBTO方式について、もう少し説明をしていただけますか。

## 教育政策課長

設計から維持管理まで一体的に発注し、まずは設計して、工事を進めます。工事が完了した段階で、整備した設備の所有権移転をいたします。所有権を移転した後に、維持管理業務をスタートさせるという流れのものになります。

## 松田福美委員

設計整備と維持管理の業務が切り替わるということですね

## 教育政策課長

他の方式では、維持管理した後に所有権移転という方式もありますが、この度は所有権移転した後に維持管理するという方式をとりました。

## 松田福美委員

維持管理は令和15年まで続くということになるのですね。大変長い間安定して使えるのではないかと思います。

整備対象の一覧には、通常学級と教室数が掲げられていますが、これは今年度の教室数ということでしょうか。

## 教育政策課長

はい、教室の選定にあたりましては、今年生まれた子どもが小学校に上がる時、令和6年までの人口推計を基に最大教室数が必要であるところを見越して教室を選定しております。

## 教育長

特別支援学級などは、人口推計から推定することは難しいので、その後の特別支援学級を設立する必要があるという取り扱いはどうなるのかということだと思いますが、どうでしょうか。

## 教育政策課長

その場合には新たに整備する必要がございますので、学校との情報共有の中で整備に努めたいと考えております。

## 教育長

特別目的会社との契約はここに記載してあるのが全てで、増設していく場合には教育委員会で別に整備する、その場合、維持管理は教育委員会で行うということでしょうか。

## 教育政策課長

契約した企業との調整になりますが、新たに整備する設備と連動させることができるのかということもありますが、その辺りは最大限有効に利用できるように努めてまいりたいと思います。

## 教育長

その他どうでしょうか。

## 片山委員

空調の熱源は電気とガスがあると思いますが、どのようになる予定なのでしょうか。

## 教育政策課長

空調を稼働させるにはガスを使う場合と電気を使う場合と2通りがあります。ガス方式は整備に経費がかかりますが、維持管理経費が電気に比べて安価になりますので、周南市内の都市ガスの供給エリアはガスで進める予定です。今から設計を進め、工事費などを詳細に詰めていく中で、どのようにするか決めていきたいと思っております。

## 教育長

その他、ご質問よろしいでしょうか。

## 大野委員

確認ですけれども、これだけ空調を整備するとランニングコストがかかってくると思いますが、それについては各学校の台数や需要に合わせて、これから少しずつ増加するということは計画されているのでしょうか。

**教育政策課長**

はい。光熱水費は、当初予算で計上しております。

**大野委員**

ありがとうございます。

**教育長**

何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第4号を決定します。

以上をもちまして、秘密会として審議すべき議案は終了しました。

その他に何かありますか。よろしいですか。他にはございませんか。

それでは、以上で、令和2年第1回教育委員会定例会を終了します。

**署名委員**

松 田 福 美 委員 \_\_\_\_\_

片 山 研 治 委員 \_\_\_\_\_